

2021年1月14日

各 位

会 社 名 不 二 電 機 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 八 木 達 史
(コード番号 6654 東証第一部)

緊急事態宣言再発令に伴う対応について

お取引先様及び当社で働く従業員への新型コロナウイルスへの感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症対策をしてまいりましたが、緊急事態宣言の再発令に伴い下記の通り対応いたします。

お取引先様・関係各所の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

— 記 —

- (1) 海外への出張は禁止する。
国内への出張は、勤務事業所または目的地が緊急事態宣言の対象地域の場合は、原則として禁止する。
- (2) 従業員に自動車通勤への変更を促すとともに、公共交通機関を利用して通勤する場合には、在宅勤務と時差出勤を推進し、感染リスクの低減を図る。
- (3) 従業員には手洗い・咳エチケットの励行、出勤前の検温などの健康管理の徹底を促し、発熱等の風邪症状が見られる従業員について出勤を禁止する。また、従業員の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、新型コロナウイルスの感染によるものではないことが診断で明らかになる日まで出勤を自粛する。
- (4) TV会議システムやITツールを活用し、人の集合を避け感染予防に努める。

各対応の継続期間は今後の状況を鑑みて判断いたします。

対応期間終了を決定したとき、あるいは新型コロナウイルス感染症に関連し当社の事業に影響を及ぼす可能性が認められる場合には、適宜お知らせいたします。

問合せ先 総務部（本社）
電 話 075-221-7978

以 上